

門司港地域複合公共施設 愛称募集要項 (案)

1 目的

令和10年春開館予定である門司港地域複合公共施設（門司区役所、港湾空港局庁舎、門司市民会館、門司図書館、門司生涯学習センター）を広くPRするとともに、市民が愛着を持てる施設とするため、愛称を公募するもの。

愛称は、施設名表示や案内看板、パンフレット等の印刷物等に幅広く活用する。

2 募集期間

令和8年7月9日（木）～令和8年8月23日（日）必着

3 応募資格

不問（どなたでも応募可）

4 応募方法

（1）応募内容

- 施設の愛称
- 愛称の説明・理由
- 氏名、年齢、住所、電話番号

（2）愛称に求める要件

- 門司らしさ、地域の魅力を感じられるもの
- 親しみやすく覚えやすいもの
 - ・誰もが親しみを持って呼びやすいもの
 - ・観光地・門司港の玄関口として、観光客にも親しみやすいもの
- 末永く愛されるもの
 - ・長く愛され、地域への愛着や誇りにつながるもの
 - ・門司の魅力発信につながるようなもの

（3）応募方法

- 市ホームページ上の応募フォームから送信
- 応募用紙または任意の用紙に必要事項を記入の上、郵送またはFAX

（4）注意事項

- 応募点数は、1人1点とする。（複数応募は無効）
- 応募作品は、自作かつ未発表のもので、第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害しないこと。
- 応募に係る費用は、応募者の負担とする。
- 応募用紙等は返却しない。

5 優秀作品の選定方法

外部有識者等による選定会議において、3点程度の優秀作品を選出する。

6 最優秀作品（グランプリ）の決定方法

優秀作品について市民投票を行い、最優秀作品（グランプリ）1点を選定し、愛称として採用する。

なお、市民投票において同票となった場合は、再投票を行う。

7 発表方法

選定結果は、採用者に通知するほか、市ホームページ等に掲載する。

8 表彰等

受賞者の表彰を行うとともに、副賞を贈呈する。

なお、同一作品に複数名から応募があった場合は、抽選により受賞者を決定する。

9 その他事項

- 選考状況、応募した愛称、採用等の確認には回答しない。
- 採用作品は、必要に応じて修正や補作を行う場合がある。
- 個人情報、本募集に係る事務、採用者への通知、採用作品の公表以外には使用しない。
採用作品の公表にあたっては、採用作品とともに年齢（年代）、居住地を公表する。
- 採用された愛称の著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は北九州市に帰属するものとする。また、応募者は、応募作品に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないものとする。
- 応募した愛称名に関し、第三者との間で著作権やその他の権利上の問題が生じた場合、その責任は応募者が負い、応募者において解決するものとする。

10 応募・問い合わせ先

北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生課

住 所：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電 話：093-582-2469

F A X：093-561-7525

11 本募集に関するホームページアドレス

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/25801183.html>

（インターネットからの応募フォームアドレス）

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/surveys-alias/mojiko-aishoboshu>

宛 名：北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生課

郵送先：〒 8 0 3－8 5 0 1 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

F A X：0 9 3－5 6 1－7 5 2 5

門司港地域複合公共施設 愛称募集 応募用紙

フリガナ		
愛 称		
愛称の説明・理由		
フリガナ		年 齢
氏 名		歳
住 所 (建物名まで)	〒 ー (電話番号) ー ー	

※任意の用紙に必要事項を記入して応募も可

(応募上の留意事項)

- 応募点数は、1人1点とする。なお、複数応募は無効とする。
- 応募作品は、自作、未発表のもので、第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害しないこと。
- 応募に係る費用は、応募者の負担とする。また、応募用紙等は返却しない。
- 選考状況、応募した愛称、採用等の確認には回答しない。
- 採用作品は、必要に応じて修正や補作を行う場合がある。
- 個人情報、本募集に係る事務、採用者への通知、採用作品の公表以外には使用しない。採用作品の公表にあたっては、採用作品とともに年齢（年代）、居住地を公表する。
- 採用された愛称の著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は北九州市に帰属するものとする。また、応募者は、応募作品に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないものとする。
- 応募した愛称名に関し、第三者との間で著作権やその他の権利上の問題が生じた場合、その責任は応募者が負い、応募者において解決するものとする。